

適合証明業務申請手数料

【新築 一戸建て等】

フラット35(S含) 財形住宅融資		設計検査		現場検査		竣工済特例	建設評価特例	
		評価書等の 活用有 ^{※1}	評価書等の活用無		他検査との 同時実施有 ^{※2}			他検査との 同時実施無 ^{※3}
			平屋かつ200㎡以下又は 省エネ仕様基準によるもの	その他				
基本額		¥16,500	¥31,900	¥41,800	¥29,700	¥45,100	設計及び現場検査 合計金額	
加算額	耐震性	—	¥22,000	¥22,000	¥11,000	¥11,000	¥33,000	
	バリアフリー性	—	¥8,800	¥8,800	¥3,300	¥3,300	¥12,100	
							¥23,100	

- ◆ 上表の金額はすべて税込です。
- ◆ 申請手数料は「基本額」と「適用される加算額」を合算した金額とします。
- ◆ 住宅瑕疵担保保険又は特定工程の検査により中間現場検査を省略する場合は、上表の現場検査基本額から6,600円を減額いたします。
- ◆ 建築確認を他機関に申請する場合の設計検査は、上表の料金の1.2倍の金額とさせていただきます。
- ◆ 竣工済特例の耐震性については、建設評価書の提出により耐震性能が確認できる場合のみ適用されるものとなります。
- ◆ 上表によらない場合は別途相談とさせていただきます。

〈以下、料金表の注釈〉

- ※1. 適用するフラット35Sの基準適合が満たされていると判断できるもの
- ※2. 建築基準法等の検査と同時実施により、フラット35の基準が確認できるもの
- ※3. 確認申請の不要なエリア又は他機関により建築基準法等の検査が実施されるもの

業務規程	減額要件	減額率
(A)	センターとの協議等により申請書類等の標準化がされ、フラット35適合証明業務が効率的に実施できるとセンターが判断したとき	減額料金は10%
(B)	一団の住宅開発地等において、複数棟の申請が見込めるなど、適合証明業務が効率的に実施できるとセンターが判断したとき	減額料金は10%
(C)	年間15件以上の申請	減額率上限 5 %
	年間30件以上の申請	減額率上限 1 0 %
	年間45件以上の申請	減額率上限 1 5 %
	年間60件以上の申請	減額率上限 2 0 %
	年間75件以上の申請	減額率上限 2 5 %